解散公告（第二回）

当財団法人は、平成二十一年十一月二十七日の理事会決議及び福島県知事の承認により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月三十日
福島県須賀川市茶畑町六五番地
財団法人須賀川市労働福祉会館
代表清算人　鈴木　和壽

解散公告（第二回）

当法人は、定款で定めた解散事由の発生により平成二十二年三月三十一日解散いたしましたので当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月三十日
東京都北区志茂五丁目二四番一号
医療法人社団中沢医事会
清算人　中澤　浩亮

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年四月十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月三十日
東京都新宿区西新宿八丁目一三番一一号
特定非営利活動法人グリーンピース・ジャパン
清算人　アイリーン・美緒子・スミス

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月三十日
神奈川県横浜市神奈川区六角橋三丁目一番四号
特定非営利活動法人地域スポーツ総合研究所
清算人　松浦　豊

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年三月三十日長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月三十日
長野県長野市吉田一丁目三番四号
長野市北長野駅前A－2地区市街地再開発組合
清算人　清水　偉男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十二月十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月三十日
静岡県沼津市大岡九五五番地
認可地縁団体大岡石田ケ丘自治会
清算人　島名　良彦

解散公告（第二回）

当法人は平成二十一年五月八日開催の通常総会の決議により平成二十二年三月三十一日静岡県教育委員会の許可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月三十日
静岡市葵区千代田三丁目一番一号
社団法人静岡市立高等学校後援会
清算人　手塚　昭次
清算人　橋本　臣尉
清算人　山﨑　清治

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月三十日
兵庫県姫路市中地四五三番地姫路市立総合スポーツ会館内
財団法人姫路市スポーツ振興財団
代表清算人　南都　彰

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月三十日
姫路市安田四丁目一番地
財団法人姫路の街をよくする協会
代表清算人　南都　彰

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月三十日
兵庫県姫路市西延末四四〇番地　姫路市手柄山中央公園緑の相談所内
財団法人姫路市緑化協会
代表清算人　野本　博

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月三十日
兵庫県姫路市総社本町一一二番地
財団法人姫路市施設利用増進協会
代表清算人　茅嶋　重男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月二十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月三十日
和歌山市岡山丁四番地
特定非営利活動法人紀の国被害者支援センター
清算人　岩橋　延直

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月三十日
和歌山県田辺市上野六〇〇番地
社団法人馬我野公徳会
清算人　那須　勉

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月三十日
長崎県対馬市美津島町雞知乙五四番地
財団法人美津島町振興公社
代表清算人　阿比留正明

第10期決算公告

平成22年4月30日

英国領ケイマンアイランド、グランドケイマン、ジョージタウン、ウグランドハウス、ピー・オー・ボックス309

シティフォーラム・キャピタル・リミテッド

日本における代表者　川島　省三

貸借対照表の要旨

（平成21年12月31日現在）　（単位：米ドル）

科目	金額	科目	金額
固定資産	1,110,349	株主資本	995,896
		資本金	2
		利益剰余金	995,894
		利益準備金	995,894
		その他利益剰余金	995,894
		（うち当期純損失）	(0)
		評価・換算差額等	114,453
		為替換算調整勘定	114,453
資産合計	1,110,349	負債・純資産合計	1,110,349